

## 2 認知症施策の推進

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加すると予測されています。

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組むことが重要です。

県は、認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現を目指し、本計画により、認知症施策の推進について基本方向を定めるとともに、2023（R5）年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」及び「山形県認知症施策推進行動計画」に基づき、施策を進めていきます。

- (1) 認知症の正しい知識の普及促進
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 医療と介護分野の対応力強化
- (4) 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

## (1) 認知症の正しい知識の普及促進

### 現 状

- 本県の認知症高齢者数は、65,348人<sup>1</sup>であり、認知症予備群と呼ばれるMC I（正常と認知症の中間の人（2022(R4)年度推計51,050人））を合わせた高齢者数は11万人を超えます。これは、本県高齢者の3人に1人に当たります。
- このように認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、県民一人一人が認知症への社会の理解を深め、共生社会を目指す中で、認知症の有無に関わらず、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要です。
- 2023(R5)年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。
- 県及び市町村は、認知症についての知識の普及促進の一環として、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター<sup>2</sup>」の養成を行っており、2022(R4)年12月末現在、県内で約16万人のサポーターが養成されています。
- 県では、市町村に対して優良事例を周知するとともに、認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成しています。

### 課 題

- 後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増えることが予想されており、広く県民が認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する体制を構築することが必要です。
- また、認知症の人本人及び家族とともに普及啓発を進め、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信することが必要です。
- 国及び県が策定する認知症推進基本計画との整合を図りつつ、市町村においても認知症推進基本計画を策定していくことが求められます。

#### 深化・推進のポイント

##### ■ 認知症に対する理解促進

### 施策の推進方向

- 県は、地域住民をはじめ、子ども・学生や認知症の人と地域で関わることの多い企業・団体に対して、認知症サポーターの活動について周知を図るとともに、市町村、関係団体と一体となって認知症サポーターを養成します。

<sup>1</sup> 「厚生労働省研究班報告による5歳区分の有病率(2013.6)」×「男女別 65 歳以上5歳区分人口(山形県の人口と世帯数)」

<sup>2</sup> 市町村主催による開催のほか、金融機関やコンビニ、小中学校等、幅広い方々を対象に認知症サポーター養成講座が開催されている。

- 県は、引き続き、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成します。
- 県は、市町村や当事者団体と連携し、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念について県民に周知するとともに、市町村の認知症推進基本計画の策定を支援します。

**評価目標**

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
認知症サポーター養成数（累計）	162,306人	200,000人	200,000人以上

## (2) 認知症予防の推進

### 現 状

- 認知症施策推進大綱<sup>1</sup>において、認知症予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味するとされています。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。
- 県内に月1回以上開催の住民主体の通いの場は、1,576か所創出されており、高齢者の参加率は、6.4%となっています。(2021(R3)年3月時点 厚生労働省老健局老人保健課調査。)

### 課 題

- 認知症予防には、高齢者やその周りの人が認知症の発症遅延や発症リスク低減に関心を持ち、運動不足や生活習慣を改善することが重要です。
- 地域において人との繋がりを維持することは重要であり、高齢者が身近に通える場の充実や、高齢者の通いの場への参加促進が必要です。

### 深化・推進のポイント

#### ■ 認知症予防の推進

### 施策の推進方向

- 県は、「通いの場」等の認知症予防に資する県内各地の様々な取組みを、認知症サポーター養成講座や各種研修会などを通して、広く県民に紹介し参加を促進します。
- 県は、市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターに対する情報提供や、研修会等を通じて、住民主体の通いの場の充実を図ります。
- 県は、認知症予防のメニューを含む、介護・フレイル予防プログラムの普及を促進します。

### 評価目標

評価目標項目	現状 2021(R3)年度	目標	
		2025(R7)年度	2026(R8)年度
住民主体の通いの場への参加率	6.4%	9%	9%以上

<sup>1</sup> 令和元年6月18日の認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしている。

### (3) 医療と介護分野の対応力強化

#### 現 状

- 認知症は、早期診断・早期対応が容態の悪化を防ぐためにも重要であることから、初期段階からの治療や容態に応じた適切なサービスが受けられる体制の構築が求められています。
- 県は、認知症の診断・治療にあたる医療機関等の役割を整理し、適切に医療・介護に繋げるためのガイドラインを作成しました。それを受けて、全ての市町村においてガイドラインを踏まえた認知症ケアパス<sup>1</sup>を作成し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者の間で共有し、連携を進めてきました。
- また、認知症の早期診断・早期対応のための体制整備として、症状の進行の把握等が期待される主治医（かかりつけ医）等の認知症対応力向上、認知症診療に関してかかりつけ医の相談役となる「認知症サポート医」の養成、医療や福祉の専門職が家庭を訪問し、早い段階から適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム<sup>2</sup>」の設置支援、専門的な診断を行う機関である「認知症疾患医療センター」の設置等を進めてきました。
- さらに、適切な医療の確保のため、医療従事者を対象とした研修を実施してきたほか、医療・介護の連携を円滑に行うための調整役として、市町村への「認知症地域支援推進員」の設置支援を進めてきました。
- 県は、認知症対応の介護サービスを提供する事業所の開設者や管理者、介護従事者に対し、認知症ケアに関する正しい知識を持ち、良質な介護を担うことができる人材の確保を目的として、経験年数等に応じた基礎的・実践的な研修を実施しています。

#### 課 題

- 適切に医療・介護等を提供するためには、ガイドラインを踏まえた認知症ケアパスを作成するだけでなく、住民及び関係機関に広く周知するとともに、効果的に活用し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者の間で共有し、連携することが必要です。
- 医療・介護分野の認知症対応力を向上することにより、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるとともに、認知症の容態の変化に応じて必要な支援を受けられる体制づくりの強化が重要です。
- 市町村に配置された「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の効果的な活動を促進するための取組みが必要です。
- 介護従事者への研修を実施する際の指導者の確保及び資質向上が必要なほか、介護サービス提供事業所ごとに職員を指導できる人材が求められます。

<sup>1</sup> 認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むため、認知症の人の容態に応じた適切なサービスの流れ（連携）の仕組み。

<sup>2</sup> 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

### 深化・推進のポイント

- 早期診断・早期対応に向けた医師等の養成
- 医療・介護等の有機的な連携促進

### 施策の推進方向

- 県のガイドラインを踏まえた認知症ケアパスの活用により、各市町村の認知症ケアパスの実効性を高めていきます。
- 県は、かかりつけ医の認知症対応力向上研修の開催や、認知症サポート医の養成を進め、認知症患者に対応する医療機関の充実・強化を図ります。
- 県は、病院勤務の医療従事者や歯科医師、薬剤師及び看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施により、各医療機関等における早期対応や認知症患者の状況に応じた適切な対応のための体制強化を図ります。
- 県は、設置した認知症初期集中支援チーム員に対する高度な専門的知識・技術・資質向上に資する継続的な研修機会の確保に努めます。また、関係機関の連携強化を図るほか、先進的な取組事例の紹介などにより、チームにおける訪問実人数増加や適切な医療・介護サービス等に速やかに繋ぐ取組みを支援します。
- 県は、設置した認知症地域支援推進員に対し、地域の関係者間の調整役を担うために必要な高度な専門的知識・調整能力・資質向上に資する継続的な研修、ネットワーク構築に資する情報交換会を開催し、地域の実情に応じた推進員の効果的な活動に繋がります。
- 県は、介護事業所等における認知症に対応した介護の質の向上のため、継続的に認知症介護指導者を養成し、効果的な研修実施に努めるとともに、指導者間の連携を図ることで、県内介護事業所の基盤強化に繋がります。

### 評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
認知症サポート医の養成数（累計）	91人	118人	118人以上

## (4) 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

### 現 状

- 介護者がストレスを抱えている場合、認知症の人と介護者の関係によっては、認知症の症状に悪影響を及ぼし、更に介護負担を重くするという悪循環に陥ることが少なくありません。
- 県は、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家との情報共有等により、様々な介護者の負担軽減の効果が期待できる「認知症カフェ<sup>1</sup>」の普及を進め、2015(H27)年度にはモデル的な位置づけとなる認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」を開設し、電話や面談による個別の相談対応や介護者同士が情報交換できる交流機会の提供を実施しています。
- また、県では若年性認知症の人への支援や相談に的確に応じるよう、2016(H28)年度からは若年性認知症支援コーディネーターを「さくらんぼカフェ」に配置し、医療・福祉・就労の総合的な支援を実施しており、2022(R4)年度より若年性認知症自立支援ネットワーク担当者会議を開催しています。また、2022(R4)年度には「若年性認知症の人と支援者のためのガイドブック」の改訂を行いました。
- 地域の認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の全市町村での整備に向け、優良事例の周知や研修会の開催及びオレンジ・チューター<sup>2</sup>の育成を行いました。

### 課 題

- 認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組みを進めることが重要です。
- 65歳未満で発症する若年性認知症は、仕事を失った場合の経済的な問題や、今まで通りの働き方を続けることが困難であるなど、高齢者とは異なる問題を抱えることが多いため、早期に様々な制度を活用することが大切です。
- 地域の認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを具体的に進めるためには、認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、さまざまな地域支援体制を構築していく必要があります。
- 認知症になっても支えられる側だけではなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりが求められています。

### 深化・推進のポイント

- 若年性認知症への対応強化
- 認知症の人やその家族の支援ニーズと支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の構築

<sup>1</sup> 認知症カフェとは、認知症の方やその家族、地域住民や専門職などが相互に情報を共有し、お互いを理解し合う「集いの場」です。その運営については、決まった型があるわけではなく、市町村が介護保険の事業の一環として公民館等で開催するものや、病院や介護事業所が施設で開催したり、町内会の呼びかけにより個人宅で開かれるものなど、場所も開設者も様々です。また、活動内容も医師や専門職による講話や相談会、認知症予防のための体操、レクリエーションなど、それぞれのカフェで特色があります。

## 施策の推進方向

- 県は、「さくらんぼカフェ」を拠点に、広報誌の作成、情報交換会、出張交流会等の重層的な取組みを実施することで、県内各地の認知症カフェに対する支援と更なる普及拡大を図ります。
- 県は、若年性認知症の人に対する、ワンストップのきめ細かな相談及び医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するとともに、若年性認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員等の関係者・機関との連携強化を図ります。
- 県は、チームオレンジの全市町村での早期整備に向けた取組みを支援します。また、チームオレンジの取組みには、MC I や認知症の人と一緒に参画を促すことで認知症の人などの社会参加を支援します。

## 評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
チームオレンジの整備	6 市町	全市町村	全市町村